

## 仕 様 書

1 公用自動車の燃料として注油するレギュラーガソリン及び軽油の仕様は、本仕様書による。

2 レギュラーガソリンの種類

日本工業規格（J I S K 2 2 0 2）の規格に適合した、89オクタン価以上のものであること。

3 軽油の種類

日本工業規格（J I S K 2 2 0 4）の規格に適合したものであること。

4 納入場所

落札者の所轄するガソリンスタンド

ただし、廿日市市内かつ広島県廿日市庁舎（第1庁舎及び第2庁舎）から半径3km以内であり、双方向から出入り出来ること。

※上記の条件を満たす給油所のほか、落札単価と同額で給油カードによる給油が可能な給油所が広島県内にある場合、契約時に一覧表を提出し、契約を締結することができる。

5 予定数量

レギュラーガソリン 9,000 リットル

軽油 150 リットル

6 納入期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

7 納入指示

納入の指示は、注油業者（受注者）が作成したコンピュータ入力処理用のカード（以下「注油カード」という。）を使用して行うこととする。

なお、注油カードの作成に要する経費は、注油業者（受注者）の負担によるものとする。

※対象車両台数（令和8年1月末日現在）

レギュラーガソリン 22台

軽油 1台

8 その他

(1) 給油日、数量、車両番号を記載した注油明細書を、月ごとにまとめて各機関単位で作成すること。

(2) 請求書については、各機関別にとりまとめて作成すること。